

丸亀市空家等対策計画（案）に関するパブリックコメント実施要項

1 意見募集を行う計画名

丸亀市空家等対策計画（案）

2 募集の趣旨

丸亀市空家等対策計画（案）は、本市の空家対策に関する基本的な考え方や進め方などを示すことを目的とした計画です。

このたび、丸亀市空家等対策計画（案）を公表し、市民の皆さんから広くご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施します。

3 閲覧場所

- ・丸亀市役所 3階都市整備部都市計画課
- ・丸亀市役所 1階広聴広報課情報公開コーナー
- ・綾歌市民総合センター ・飯山市民総合センター
- ・本島市民センター ・広島市民センター
- ・各コミュニティセンター（本島・広島を除く）
- ・中央図書館 ・綾歌図書館 ・飯山図書館
- ・ひまわりセンター ・綾歌保健福祉センター ・飯山総合保健福祉センター
- ・市ホームページ

4 意見を提出できる人

- ・丸亀市内に住んでいる人
- ・丸亀市内に通勤、通学している人
- ・丸亀市内で事業又は活動を行う法人や団体
- ・丸亀市に対して納税義務がある人、法人や団体
- ・本計画の実施に関し利害関係のある人、法人や団体

5 意見の提出期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月2日（月）

※郵便の際は必着。持参の際は閉館時間まで。

6 意見の提出方法

意見は所定の様式（自由様式での提出でもかまいません）に、住所及び氏名、フリガナ（団体の場合は、所在地及び団体名）を記入し、郵便、FAX、電子メール、又は持参のいずれかの方法で提出してください。なお、住所が市外の方は、勤務先、学校名又は利害関係等についても記入してください。

・郵便 (宛先) 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市役所都市整備部都市計画課

・FAX (番号) 0877-24-8866

・電子メール (アドレス) toshikei-k@city.marugame.kagawa.jp

・持参

(持参先) ・丸亀市役所 3 階都市整備部都市計画課

・綾歌市民総合センター ・飯山市民総合センター

・本島市民センター ・広島市民センター

・各コミュニティセンター（本島・広島を除く）

・中央図書館 ・綾歌図書館 ・飯山図書館

・ひまわりセンター ・綾歌保健福祉センター ・飯山総合保健福祉センター

7 提出の際の留意事項

・住所及び氏名（団体の場合は所在地及び団体名）は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。

また、住所又は所在地が市外の場合は、市内に所有する事務所、若しくは事業所、勤務先、学校名を、納税義務がある場合や利害関係を有する場合は、その旨と内容についても記載してください。

・電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。

8 提出された意見の公表

提出された意見については、市の考え方を付して市のホームページで公表します。

なお、類似の意見については、市でまとめさせていただくこともありますので、ご了承ください。

※お問い合わせ

丸亀市都市整備部都市計画課

電話 0877-35-7613 FAX 0877-24-8866

メール toshikei-k@city.marugame.kagawa.jp

